

モニタリング結果報告書

平成 15 年 8 月

政策体系	番 号				
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること			
施策目標	6	児童虐待や配偶者による暴力を防止すること			
	6 -	児童虐待の発生件数を減少させること			
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局 総務課			
	関係部局・課	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課			
実績目標 1	虐待等の早期発見・早期対応のための体制を整備すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所における虐待に関する相談 ・ 児童虐待が疑われる場合の児童相談所による立入調査 ・ 児童相談所における被虐待児の一時保護 ・ 児童家庭支援センターにおける虐待に関する相談 ・ 児童虐待の防止に向けた市町村間の情報・交流・連携のためのネットワーク整備 					
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
児童相談所の虐待に関する相談処理件数	6,932	11,631	17,725	23,274	集計中
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
児童相談所による立入調査実施件数(件)	13	42	96	194	集計中
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
児童相談所による一時保護件数	2,053	4,319	6,168	7,652	集計中
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
児童家庭支援センターの設置数	5	12	20	30	40
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
児童虐待防止市町村ネットワーク設置数	-	-	-	506	702
(備 考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所における虐待の相談処理件数に関する評価指標は、社会福祉行政業務報告に基づいており、平成 14 年度の調査結果については、現在、統計情報部において集計中であり、9 月頃公表される予定である。 ・ 立ち入り調査及び一時保護件数に関する評価指標は、児童相談所における児童虐待相談に関する調査に基づいており、平成 14 年度分については本年 8 月に実施し、11 月に公表する予定である。 					
実績目標 2	被虐待児童の受入体制を整備すること				

(実績目標を達成するための手段の概要)

- ・ 児童養護施設に被虐待児個別対応職員、心理療法担当職員を配置
- ・ 情緒障害児短期治療施設において、被虐待児等に対するケアを実施

(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
被虐待児個別対応職員を配置する児童養護施設数	-	-	-	148	142
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
心理療法担当職員を配置する児童養護施設数	-	107	138	202	233
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
情緒障害児短期治療施設の設置数	17	17	17	19	21

(備考)

- ・ 被虐待児個別対応職員を配置する児童養護施設数の平成 14 年度については、平成 15 年 6 月 17 日現在に報告のあったもの。